

九州大学附属図書館研究開発室規程

平成17年度九大規程第54号
施行：平成18年4月1日
最終改正：令和3年7月5日
(令和3年度九大規程第51号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学附属図書館規則（平成16年度九大規則第139号）第6条の2の規定に基づき、研究開発室の業務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 研究開発室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館による学習・教育支援に関する調査研究
- (2) 図書館による教材開発及び著作権処理に関する調査研究
- (3) 九州大学（以下「本学」という。）の所蔵資料及び資料保存に関する調査研究
- (4) 図書館に係る学術情報の流通及び発信に関する調査研究
- (5) 図書館における高度な専門知識を有する人材の育成に関する調査研究
- (6) その他図書館サービスの改善に関する研究開発

(組織)

第3条 研究開発室は、室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、附属図書館長をもって充てる。

2 室長は、研究開発室の業務を掌理する。

(運営委員会)

第5条 研究開発室に、研究開発室の重要事項を審議するため、研究開発室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 附属図書館副館長
- (3) 研究開発室に所属する教員
- (4) その他室長が必要と認めた者 若干人

3 前項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 運営委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

6 委員長は、運営委員会を主宰する。

(室員)

第6条 室員は、研究開発室に所属する教員並びに次条及び第8条に規定する者をもって充てる。

2 室員は、室長の命を受け、研究開発室の業務を行う

(兼任の教員)

第7条 研究開発室に、兼任の教員を置くことができる。

2 兼任の教員は、本学の教員のうちから附属図書館長の推薦に基づき、総長が任命する。

3 兼任の教員の任期は、兼任の教員となった日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(研究開発室特別研究員)

第8条 附属図書館長は、研究開発室の業務を推進するため、学外有識者を研究支援者として委嘱することができる。

2 前項の研究支援者を研究開発室特別研究員と称する。

3 研究開発室特別研究員の任期は、研究開発室特別研究員となった日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究開発室の業務等に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第8号）

- 1 この規程は、平成20年6月12日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される研究開発室特別研究員の任期は、この規程による改正後の九州大学附属図書館研究開発室規程第7条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成22年度九大規程第23号）

この規程は、平成22年7月21日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規程第171号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第36号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第51号）

この規程は、令和3年7月5日から施行する。